

奈良県告示第二百五十八号

平成二年十月奈良県告示第三百四十八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年十一月一日から施行する。

令和二年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

三中「平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで」を「令和二年十月一日から令和十二年十月三十一日まで」に改める。